

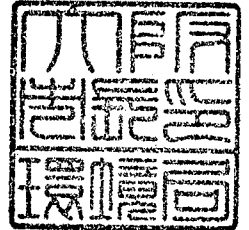
大環境環施第172号

平成28年12月16日

大阪市環境審議会

会長 榎村 久子 様

大阪市長 吉村 洋文



大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について（諮問）

標題について、次のとおり貴審議会に諮問します。

記

大阪市における生物多様性地域戦略のあり方。

(諮問理由)

近年、生物多様性の損失を減少させることが世界的な課題となっており、平成 22 年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議で愛知目標が採択されるなど、世界中で様々な取り組みが進められています。国内においても、平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されました。

本市では、生物多様性の保全については、市単独の生物多様性地域戦略によらず、広域連携のもとで、大阪府や堺市とともに共同で実施することとし、具体的な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、昨年末の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議で採択されたパリ協定では、「適応策」が地球温暖化対策の重要な柱の一つとして位置づけられ、昨年 11 月に日本政府が策定した「気候変動の影響への適応計画」においては、地方公共団体が地域レベルで気候変動の影響評価の実施や適応計画の策定及び実施を促進するよう求めていることから、貴審議会でご審議いただいている「大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定において、「適応策」を組み込むこととし、自然生態系の保全をこの「適応策」における重要な分野の一つとして位置づけてまいりたいと考えているところです。

今後、本市として、市民、事業者等と連携しながら、自然生態系の保全に係る取り組みを一体的かつ強力で推進していくため、本市の地域特性に応じた生物多様性地域戦略を策定し、都市における自然生態系の保全、生物多様性保全への理解促進につなげたいと考えます。

こうしたことから、大都市・大阪市にふさわしい新たな生物多様性地域戦略のあり方について検討をしていただきたく、貴審議会に諮問します。